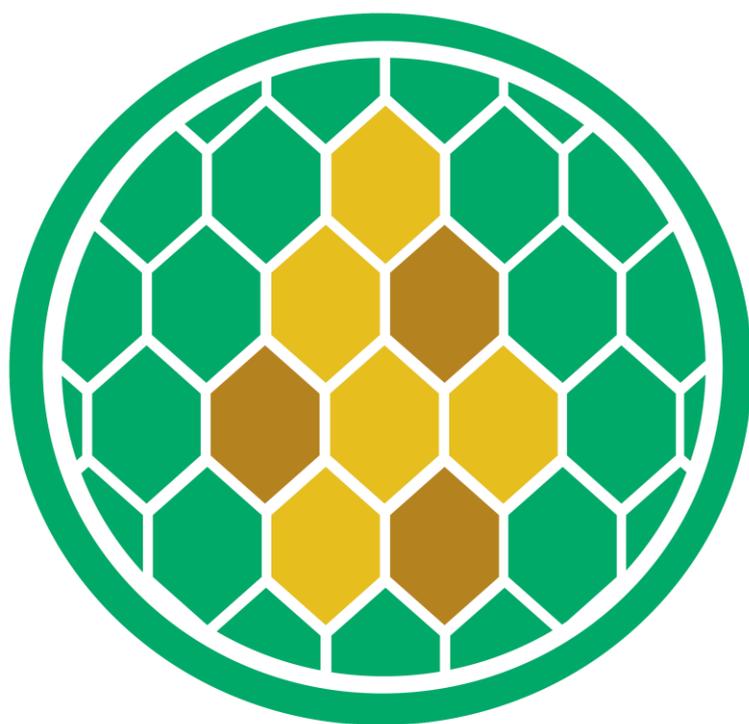


平成 29 年度

# 議 会 の 概 要



TAKANEZAWA

くらし **高**まる たかねざわ

栃木県塩谷郡高根沢町議会

## 1. 町の概要

### (1) 地勢・沿革

高根沢町は、栃木県のほぼ中央に位置し県都宇都宮に隣接、首都東京からおよそ 100 k m に位置しています。また、町の西側を国道 4 号線と J R 東北本線が縦断し、首都東京まで新幹線でおおよそ 45 分程度、車でおおよそ 120 分程度で連絡します。

地勢は大きく 4 つに区分され、東側は八溝系丘陵が南北に連なり、町の地域振興の核となる「元気あっぷむら」が多くの人で賑わい、隣接して「自然の森」も整備されました。

中央は広大な水田地帯が広がり、その中央部には町の文化、スポーツの総合施設「町民広場」があります。

西側には、J R 宝積寺駅を中心に、商店街や住宅地、その南には日本のシリコンバレーと称される「情報の森とちぎ」が立地し、美しい景観の最先端企業群が生まれ始めています。

西南端は皇室の食材を生産する広々とした御料牧場や本田技研工業があり、西端には国道 4 号線が縦走し、その両端に純農業地帯が広がり、鬼怒川を挟んで宇都宮市と接しています。

### (2) 町村合併

昭和 33 年 4 月 1 日

### (3) 人 口 (平 29. 4. 1 現在住民基本台帳人口)

男 15,427 人

女 14,287 人

合 計 29,714 人

### (4) 世 帯 数

11,977 世帯

### (5) 面 積

70.87 k m<sup>2</sup>

## 2. 議員の定数

(1) 法定上限 26 人

(2) 現行定数 17 人

(3) 現議員数 17 人

3. 党派別議員数

(平 29. 4. 1 現在)

無所属	自民党	民進党	公明党	共産党	計
15 人	人	人	1 人	1 人	17 人

4. 年齢別議員数

(平 29. 4. 1 現在)

40 歳未満	40～49	50～59	60～69	70 歳以上	計
1 人	0 人	5 人	8 人	3 人	17 人

最年長 75 歳                      最年少 37 歳                      平均 62 歳

5. 任期別議員構成

(平 28. 4. 1 現在)

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	計
5 人	3 人	1 人	2 人	1 人	4 人	0 人	1 人	17 人

6. 議会事務局職員

(平 29. 4. 1 現在)

設置年月日	職 員 数				町の一般職員数	構成比
	局長	局長補佐 兼係長	主査	計		
昭 38. 7. 11	1 人	1 人	1 人	3 人	178 人	1.6%

7. 常任委員会

(平 29. 4. 1 現在)

設置数	名 称	定 数	現人数
3	総務常任委員会	5 人	5 人
	教育福祉常任委員会	6 人	6 人
	建設産業常任委員会	6 人	6 人

8. 特別委員会

(平 29. 7. 1 現在)

設置数	名 称	定 数	現人数
1	議会広報広聴特別委員会	6 人	6 人
2	議員定数検討特別委員会	8 人	8 人

9. 議会の審議・諸活動 (平 28. 1. 1～平 28. 12. 31)

(1) 定例会・臨時会開催日数

(単位：日)

区 分	会 期 日 数				回 数
	本会議日数	委員会日数	休会日数等	計	
定例会	16	16	20	52	4
臨時会	4	0	0	4	4
計	20	16	20	56	8

(2) 常任委員会

(単位：日)

開 催 延 日 数				
付託事件審査		事務調査		計
会期中	閉会中	会期中	閉会中	
16	0	0	12	28

(3) 付議事件数

(単位：件)

区 分	提 出 者 別 ・ 種 類 別											年 間 延 件 数
	町 長 提 出						議 員 提 出					
	条 例	予 算	決 算	そ の 他 事 件	専 決 処 分	計	条 例	意 見 書	決 議	規 則 其 他	計	
定例会	14	32	8	9	(2)	63	0	3	0	0	3	67
臨時会	11	19	0	0	(1)	30	0	0	0	0	0	20
計	25	51	8	9	(3)	93	0	3	0	0	3	67

区 分	提 出 者 別 ・ 議 決 結 果												年 間 延 件 数
	町 長 提 出						議 員 提 出						
	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	審 議 未 了	翌 年 継 続	計	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	審 議 未 了	翌 年 継 続	計	
定例会	63	0	0	0	0	63	2	0	0	0	1	3	67
臨時会	30	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	20
計	93	0	0	0	0	93	2	0	0	0	1	3	84

## (4) 議会運営委員会等

区 分	費用弁償の 支 給	開 催 延 日 数		
		会 期 中	閉 会 中	計
議会運営委員会 (平 3. 6. 21 設置)	なし	2	11	13
全員協議会 (平 20.9.9 会議規則改正)	なし	4	8	12

## (5) 調査・研修活動

## イ 調査視察

区 分	県 内		県 外	計
	自 町 村 内	そ の 他		
常任委員会		1回 1日	2回 4日	3回 5日
議運委員会		1回 1日	1回 1日	2回 2日
※特別委員会		1回 1日	1回 1日	2回 2日

※広報広聴特別委員会H29.2.8、議員定数検討特別委員会H29.2.10 実施

## ロ 研修会

区 分	町村主催	郡地区主催	県主催	その他	計
全議員対象		※1回 1日	2回 2日		3回 3日
特定対象		1回 2日		1回 2日	3回 3日

※平成 29 年 1 月 31 日実施

## (6) 出張・派遣回数

(単位：回)

目 的	研修	調査 (視察)	要請 (陳情)	会議	式典	議 会 報告会	その他	計
議長の出張	4	7	0	33	40		35	119
議員派遣	2	0	0	0	0	2	0	4
委員会派遣 (常任委員会)	0	3	0			0	0	3
委員会派遣 (議会運営委員会)	1	1	0			0	0	2
委員会派遣 (特別委員会)	1	0	0			0	0	1

10. 会議録・傍聴・広報 (平 28. 1. 1～平 28. 3. 31)

(1) 会議録

会議録署名議員の定め方	調製方法	配布	閲覧請求	騰抄本請求
1会期を通じて議席順に指名	USBに会議内容を録音して、業者に委託する	なし(町ホームページで公開)	なし	0件

(2) 傍聴

年間延べ 定例会 94人 臨時会 3人 (H28年本会議時一般傍聴者)

(3) 広報

設置規定	予算(29年度)	形式	発行時期	配布	編集体制	編集会議開催延日数
有り	1,981千円	広報型	4.7.10.1月の20日	全世帯	広報委員・事務局共同	23日

11. 議員報酬等

(平 19. 6. 16～)

区分	報酬月額	町長の給料に対する比率	三役等の給料月額	
議長	345千円	46.0%	町長	750千円
副議長	270千円	36.0%	副町長	589千円
議員	240千円	32.0%	教育長	546千円

12. 期末手当の率 (平 29. 4. 1～)

6月	12月
100分の155.0	100分の170.0

※ 報酬月額の15%を加算して、上記の率を乗じる。

13. 費用弁償 (平 15. 4. 1～)

鉄道賃及び船賃	車賃	日当 1日につき	宿泊料(1夜につき)	
			甲地方	乙地方
普通料金実績 2等実績	実績	0	14,000円	13,000円

甲地方：東京都の区に存する地域、大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、神戸市、北九州市

乙地方：その他の地域

14. 議会費の予算（当初予算額）

（単位：千円）

節	29年度予算額	28年度予算額
1 報 酬	50,580	50,580
2 給 料	13,782	13,878
3 職 員 手 当 等	26,729	26,075
4 共 済 費	23,758	24,441
8 報 償 費	52	52
9 旅 費	1,660	2,214
10 交 際 費	150	150
11 需 用 費	3,210	3,468
13 委 託 料	1,839	2,129
14 使用料及び賃借料	54	54
19 負担金補助及び交付金	1,193	1,185
合 計	123,007	124,226
一 般 会 計 総 額	9,633,000	9,280,000
構 成 比	1.27%	1.34%

15. その他

◎ 議会運営

（1）会議規則 標準町村議会会議規則により制定している。

（2）会議運営の実情

\*一般質問

定例会において一般質問をしようとする者は、質問通告書（議会召集日の概ね31日前に発送）にその質問要旨を記入し、議長の定める日（議会召集日の概ね21日前）の午後5時までに議長に提出することとし、それ以後は受理しない。

通告された質問は、事務局においてとりまとめ町長に通告する。一般質問は議会開会日の翌日（及び翌々日）に行い、1人の質問時間は質問・答弁の時間を合わせて60分以内としている。

※平成17年9月議会から一問一答方式を導入

\*緊急質問

質問が、緊急を要する真にやむを得ないと認めるときは、会議に諮り同意を得て行っている。

\* 質疑回数

同一議題につき、3回までを原則としている。

\* 議事日程及び会期

議会運営委員会において協議し、議長発議によって会議に諮って決定している。

\* 議案及び資料

告示と同日またはその翌日に発送している。

\* 請願及び陳情

所管の常任委員会に付託している。

(3) 議案の審議

予 算	本会議において提案理由の説明後に質疑を行い、各常任委員会に審査を付託する。その後、本会議を再開して委員長報告・総括質疑・討論・採決を行う。 なお、当初予算については、平成29年度より予算特別委員会を設置し、審査を付託することとなった。
条 例	本会議において提案理由の説明後に質疑を行い、各常任委員会に審査を付託する。その後、本会議を再開して委員長報告・総括質疑・討論・採決を行う。
決 算	平成28年度決算より決算特別委員会を設置し、審査を付託する予定。
専決処分案件	本会議において提案理由の説明後に質疑・討論・採決を行う。
人事案件	本会議において提案理由の説明後に質疑・討論を省略して即決する。

◎議会広報広聴特別委員会

定 数	6名（各常任委員会の副委員長各1名及び各常任委員会から推薦された議員各1名）
所管事項	定例会ごとに議会だよりを編集発行する。毎回、6回程度委員会を開催する。
費用弁償	支給していない。

『高根沢町議会だより』は昭和57年12月に創刊。1回あたり平均24ページで編集し、10,100部印刷。新聞折込みにて全戸に配布している。また、町内外の関係機関・近隣市町村等へは郵送等により配付している。

◎議員定数検討特別委員会

定 数	8名（総務常任委員会から2名、教育福祉常任委員会から3名、建設産業常任委員会から3名の推薦）
所管事項	議員定数の適正数について検討する
費用弁償	支給していない。

